

第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の \_\_\_\_\_ 通知書

あなたが \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請については、次のとおり \_\_\_\_\_ しましたので通知します。

事業の種類	資産の区分	採用しようとする新たな評価方法	承認、却下の区分

(理 由)

## 所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認・却下）通知書

### 1 作成目的

この通知書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

### 2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「事業の種類」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「棚卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

### 3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。